

## 別表 4 固定資産計上基準表

- 1 取得時の付随費用
- 2 改良時の工事費等
- 3 改良時の付随費用
- 4 中古資産の計上基準
- 5 除却・取替処理方針

※ ここに記載されている節・内容は、判断に疑義が生じやすいもののみを抜き出して表示している。

ここに記載されていない節・内容(通信運搬費や手数料以外の役務費や運送料以外の通信運搬費など)については、財務諸表作成基準等にもとづき個別に判断すること。

## 1 取得時の付随費用

○ 資産 × 費用

財産種別	節	内容	説明	資産計上
(共通)	役務費	通信運搬費、手数料	・運送料 ・不動産、有価証券等取得時の買入手数料	○ ○
	使用料及賃借料			×
	公課費		・登記費用・登録免許税等の事務経費	×
土地	補償、補填及賠償金	補償金	・土地の取得に伴う補償に要した経費 ・工事に起因する損害賠償費	○ ×
		委託料	測量費	・土地の取得又は造成に関する詳細設計・実施設計を行った結果、必要となる測量
	・取得時に発生する用地測量(境界確定測量・丈量測量)			○
	・分筆して土地を取得する場合の元地番に関する測量			○
	・造成工事に係る測量			○
	・追加の測量			○
	・設計の前段階で行う測量	×		
調査費	・土壌汚染調査、文化財調査、不動産鑑定評価、物件補償調査、磁気探査、環境調査など。	×		
実施設計費・詳細設計費・工事監理費	・土地の取得、造成等にかかる実施設計・詳細設計・工事監理	○		
	・基本計画・基本設計・概略設計・予備設計	×		
工事請負費	解体撤去工事費	・建物等の存する土地を取得した場合の解体撤去工事	×	
建物	委託料	測量費	・新築工事に関する詳細設計、実施設計に基づき行う測量	○
			・追加の測量	○
			・設計の前段階で行う測量	×
		調査費	・実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等 ・土壌汚染調査・文化財調査・環境調査	○ ×
実施設計費・詳細設計費・工事監理費	・建物の取得又は新築工事にかかる実施設計・詳細設計・工事監理	○		
	・基本計画・基本設計・概略設計・予備設計	×		
工作物	委託料	測量費	・工作物の新設・築造工事に関する詳細設計、実施設計に基づき行う測量	○
			・追加の測量	○
			・設計の前段階で行う測量	×
		調査費	・実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等 ・土壌汚染調査・文化財調査費・環境調査	○ ×
実施設計費 <sup>※</sup> ・詳細設計費 <sup>※</sup> ・工事監理費	・工作物の取得又は新設・築造工事にかかる実施設計・詳細設計・工事監理	○		
	・基本計画・基本設計・概略設計・予備設計	×		
ソフトウェア	委託料	開発費	・開発フェーズにかかる設計	○
		調査費	・調達(発注)フェーズ以前の段階にかかる調査	×

※工種によっては工事費として扱う場合がある。

※ ここに記載されている節・内容は、判断に疑義が生じやすいもののみを抜き出して表示している。

ここに記載されていない節・内容(通信運搬費や手数料以外の役務費や運送料以外の通信運搬費など)については、財務諸表作成基準等にもとづき個別に判断すること。

## 2 改良時の工事費等

○ 資産 × 費用

財産種別	節	内容	説明	資産計上
(共通)	需用費	修繕工事費	・き損・損耗した建物・工作物の原状回復のための工事(補修工事、防水工事、外壁工事、塗装工事、内装工事など)	×
土地	工事請負費		・造成工事、整地工事、地盤改良工事(仮設工事を含む)	○
建物	工事請負費	建物増築費、建物改築費	・基礎工事、外構工事など(仮設工事を含む)	○
		設備増設費	・電気設備増設工事、冷暖房給排水衛生設備増設工事、昇降機設備増設工事など(仮設工事を含む)	○
		建物改良工事費	・耐震補強工事、防音工事、断熱工事など(仮設工事を含む)	○
		設備改良工事費	・電気設備改良工事、冷暖房設備改良工事など(仮設工事を含む)	○
		建物修繕費	・き損・損耗した建物の原状回復のための工事(補修工事、防水工事、外壁工事、塗装工事、内装工事など)	×
		設備修繕費	・き損・損耗した建物内設備の原状回復のための工事(補修工事、設備修理工事など)	×
		解体撤去工事費		×
工作物	工事請負費	増設工事費、拡張工事費	・基礎工事、外構工事など(仮設工事を含む)	○
		改良工事費	・耐震補強工事、通用門改良工事など(仮設工事を含む)	○
		修繕工事費	・き損・損耗した工作物の原状回復のための工事(塗装工事、通用門補修工事など)	×
		解体撤去工事費		×
動産	工事請負費	改良費(改造など)	・動産の主要構造部を改変する場合	○
ソフトウェア	委託料	開発費	・機能追加にかかる開発費	○

※ ここに記載されている節・内容は、判断に疑義が生じやすいもののみを抜き出して表示している。

ここに記載されていない節・内容(通信運搬費や手数料以外の役務費や運送料以外の通信運搬費など)については、財務諸表作成基準等にもとづき個別に判断すること。

### 3 改良時の付随費用

○ 資産 × 費用

財産種別	節	内容	説明	資産計上
(共通)	役務費			×
	使用料及賃借料			×
	公課費		・登記費用・登録免許税等の事務経費は費用計上	×
土地	委託料	測量費	・造成・整地・地盤改良など土地の価値を高める工事の測量	○
			・追加の測量	○
			・隣接地との境界確定測量	×
			・設計の前段階で行う測量委託	×
	調査費	・土壌汚染調査、文化財調査など		×
	実施設計費・詳細設計費・工事監理費	・造成・整地・地盤改良など土地の価値を高める工事にかかる実施設計・詳細設計・工事監理 ・基本計画・基本設計・概略設計・予備設計		○ ×
建物		測量費	・増改築工事又は改良工事に関する詳細設計、実施設計に基づき行う測量	○
			・追加の測量	○
			・設計の前段階で行う測量委託	×
			調査費	・実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等 ・土壌汚染調査・文化財調査費・環境調査
	実施設計費・詳細設計費・工事監理費	・増改築又は改良工事にかかる実施設計・詳細設計・工事監理 ・基本計画・基本設計・概略設計・予備設計		○ ×
工作物	委託料	測量費	・増設又は改良工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う測量	○
			・追加の測量	○
			・設計の前段階で行う測量委託	×
			調査費	・実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等 ・土壌汚染調査・文化財調査費・環境調査
	実施設計費 <sup>*</sup> ・詳細設計費 <sup>*</sup> ・工事監理費	・工作物の増設又は改良工事にかかる実施設計・詳細設計・工事監理 ・基本計画・基本設計・概略設計・予備設計		○ ×
ソフトウェア	委託料	開発費	・開発フェーズにかかる設計	○
		調査費	・調達(発注)フェーズ以前の段階にかかる調査	×

※工種によっては工事費として扱う場合がある。

### 4 中古資産の計上基準※

※耐用年数の一部または全部が経過した財産を取得する場合

財産種別	内容	説明
(共通)	購入によって取得したものは、購入金額	当該中古資産のために支出した現金もしくは現金同等物と同等の価値があると考えられるため
	交換によって取得したものは、交換提供した財産の価格	交換に供された自己資産の適正な簿価と同等の価値があると考えられるため
	贈与・寄附によって取得したものは、評価額	時価等を基準として公正に評価した額が当該中古資産の価値と考えられるため

## 5 除却・取替処理方針

### 1 売却、撤去等で資産の減失が生じた場合

次の方法で台帳から除却を行う。

(1) 台帳に登載される1財産単位で減失した場合

⇒登載されている取得原価及び減価償却累計額を除却する。

(2) 1財産の一部を減失した場合

⇒除却した部分相当額を減額する。

⇒除却すべき取得原価及び減価償却累計額は以下のいずれかの方法で行う。

①積算書の原議を用いて算出

②数量按分で算出

③再調達価格と別に定める「建設工事費デフレーター」を用いて算出

※端数処理は小数第1位を四捨五入

#### ケース1

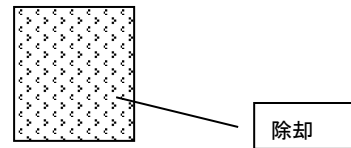
建物（1棟で台帳登載されている）を撤去した。

○ 除却する取得原価

- ・ 台帳登載取得原価

○ 除却する減価償却累計額

- ・ 台帳登載減価償却累計額



#### ケース2

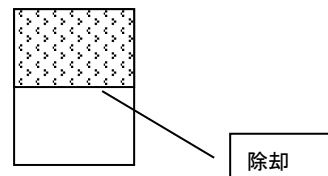
建物の一部を減築した。⇒②で処理

○ 除却する取得原価

- ・ 当該建物取得原価 ×  $\frac{\text{除却する延床面積}}{\text{当該建物延床面積}}$

○ 除却する減価償却累計額

- ・ 当該建物減価償却累計額 ×  $\frac{\text{除却する取得原価}}{\text{当該建物の取得原価}}$



ケース 3

機械設備一式の一部を撤去した。⇒①、②、③のいずれかで処理

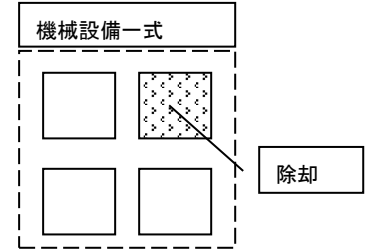
(① 取得当初の積算書がある場合)

○ 除却する取得原価

- ・ 当該設備一式の取得原価 ×  $\frac{\text{除却する部分の設計金額}}{\text{当該設備一式の設計金額}}$

○ 除却する減価償却累計額

- ・ 当該設備一式の減価償却累計額 ×  $\frac{\text{除却する取得原価}}{\text{当該設備一式の取得原価}}$



(② 数量での按分が可能な場合)

○ 除却する取得原価

- ・ 当該設備一式の取得原価 ×  $\frac{\text{除却する数量 (延長、面積、個数等)}}{\text{当該設備一式の数量 (延長、面積、個数等)}}$

○ 除却する減価償却累計額

- ・ 当該設備一式の減価償却累計額 ×  $\frac{\text{除却する取得原価}}{\text{当該設備一式の取得原価}}$

(③ 取得当初の積算書がなく、数量での按分が不可能な場合)

○ 除却する取得原価

- ・ 除却部分の再調達価額 ×  $\frac{\text{当該機械設備一式の取得年デフレーター}}{\text{除却部分再調達価額の算出年デフレーター}}$

○ 除却する減価償却累計額

- ・ 当該設備一式の減価償却累計額 ×  $\frac{\text{除却する取得原価}}{\text{当該設備一式の取得原価}}$

## 2 既存財産の撤去を伴う新築・新設の場合

次の方法で取替処理を行う。

取替パターン（建物・建物内設備・工作物）

財産登載種別	内容		処理	
財産を単独で登載している場合	全部取替		除却・新設	(1)
	建物改築		除却・増設	(2)
	一部取替		機能改良	(3)
			機能維持	(4)
財産を一式で登載している場合	全部取替		除却・新設	(1)
	一部取替	全部取替	除却・増設	(2)
		一部取替	機能改良	(3)
			機能維持	(4)

処理（1）既存財産を台帳から除却したうえで、新規取得として取り扱う。

処理（2）除却部分相当額を上記1「売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合」に掲げる方法により減額したうえで、新設相当額を計上する。

処理（3）既存部品よりも高性能な部品を取替えることで、出力の増加、容量の増加など機能増加を伴う場合は、投資活動支出として資産計上する。

また、原則として除却部分相当額の取得原価を除却する。ただし、算定が困難な場合は除却しないことも可能とする。

処理（4）費用として計上する。